

極秘

外務省、情報局間ノ事務分界並協力ニ關スル  
外務次官、情報局長間申合

昭和十五年八月十三日閣議決定ニ基キ今般外務省情報部主管事務中外  
交ト不可分關係ニアルモノハ依然外務省ニ於テ管掌スルモ其他ノ事項  
ハ一切之ヲ情報局ニ移管スルコトナリ其後從來外務省文化事業部ニ  
於テ所管シ來レル事務ノ一部モ亦情報局ニ移管スルコト相成リタル  
處右移管事務ト外務省保留事務トハ極メテ密接ナル關聯性ヲ有シ之カ  
完全ナル遂行ノ爲ニハ兩廳間ニ於テ密ニ連絡協力スルヲ要スルト同時  
ニ他方兩廳間ノ管掌事務ノ混淆重複等ノ弊ヲ避クル爲共分界ヲ明瞭ナ  
ラシメ置クコト計要ナルニ付事務分界並協力ニ關シ夫々別紙第一號同  
附屬及別紙第二號ニ依リ處理スルコトト致度

昭和十五年十二月六日

外務次官 大 橋 忠 一  
情報局長 久 富 達 夫

多分大體... 情報局... 外務省... 事務分界... 協力... 關係... 密接... 連絡... 重複... 混淆... 明瞭... 別紙... 第一號... 第二號... 處理... 依り... 致度... 昭和十五年十二月六日

(別紙第一號)

事務分界ニ關スル申合

外務省所管事務中左記ノ事務ヲ情報局ニ移管ス

一 帝國ノ基本外交政策ニ關スル對内外輿論ノ指導ニ關スル事務

(一) 基本外交政策ニ關スル輿論指導方針ノ樹立

(二) 外交關係事項中閣議決定ヲ經タル事項竝ニ内閣發表ヲ適當トスル

重要事項ノ發表ニ關スル事務

(三) 内外新聞通信ノ指導ニ關スル事務

ニ外國輿論ノ指導竝ニ國內ニ於ケル外交政國際智識ノ普及ヲ目的トス

ル左記事項ニ關スル事務

(一) 出版物

(二) 映畫、寫眞、「レコード」

(三) 放送

(四) 前諸項ニ關係アル諸團體ノ補助指導

左記文化事業事務

- (一) 一般文化宣傳並ニ文化宣傳資料ノ作成
- (二) 國內ニ於ケル文化宣傳機關(例之、國際文化振興會、國際學友會、日獨文化協會、日伊協會等)ノ助成
- (三) 學者、學生ノ交換、派遣、招致ノ助成
- (四) 各種藝術紹介助成
- (五) 國際「スポーツ」關係助成

(別紙第一號附屬)

事務分界ニ關スル申合附屬了解事項

一、申合一、(一) 發表事務ニ關シ

外務省發表事務中外務省情報部發表、外務省情報部長談等ハ情報部  
廢止ニ伴ヒ消滅スルモ外務省發表、外務當局發表、如キ發表事務ハ  
依然外務省ニ於テ處理ス

二、申合一、(三) (内外新聞通信指導)ニ關シ

(1) 外務省ニ於ケル記者接見、情報及資料ノ供給等ニ依ル指導ハ編輯  
セラルルモノトス

(2) 同盟通信社ニ依ル外國向放送及通信並ニ外國ヨリ來ル通信發表ニ

三、申合一、(一) (出版物)ニ關シ

從來外務省情報部ニ於テ行ヒ來レル「國際事情」、「國際月報」及  
單行本「パンフレット」類ノ編輯及出版ハ情報局ニ於テ行フモノトス

四 申合せ、(三) (放送)ニ關シ  
放送中對外放送ハ已ムヲ得サル場合外務省ニ於テ關係方面ト直接連絡ス

五 申合せ、(一) 及三、(四) (出版物及補助團體)ニ關シ「ジャパン・タイムス」社及日本國際協會並其出版物ハ外務省之ヲ補助指導ス  
六 申合せ (文化事業)ニ關シ

左記事項ハ外務省ニ於テ引續キ主管ス

(一) 文化協定締結及實施ニ關スル事務

(二) 在外文化宣傳機關(例之、紐育日本文化會館、「カルカッタ」日印文化協會、盤谷日泰文化研究所、維納大學日本研究所等)ニ關スル事務

(別紙第二號)

一 外交問題、國際問題ニ關係アル情報宣傳事務ノ處理ニ當リテハ其ノ專管廳ノ如何ニ拘ラス兩廳間ニ密ニ事前聯絡ヲ採リ苟モ兩者間ニ齟齬ヲ來スカ如キコトナキ様協力ス

二 外國ニ於ケル情報蒐集事務ハ外務出先機關ニ於テ之ヲ行ヒ情報局ヨリ獨自ノ常駐員ヲ派遣セサルモノトス、蒐集セル情報ハ情報局ニ送付セララルモノトス

三 外務省外務出先機關ニ依リ實施スル隨時宣傳啓發事務並ニ情報蒐集事務ニ關シ情報局ヨリ希望ヲ提示スルコトアルヘシ

四 外國ニ於テナス宣傳啓發中恒久性ヲ有スルモノニ關シテハ閣議決定ノ國策ニ遵ヒ情報局ニ於テ其ノ方針ヲ立案シ外務大臣ト協議ノ上之ヲ決定ス

右方針ニ基ク現地事務ハ外務省出先官憲統制ノ下ニ之ヲ行フ、但シ情報局ハ右統制ニ關シ注意ヲ喚起スルコトアルヘシ

其兩廳間事務分界並ニ情報交換宣傳方法等ノ細目ニ付テハ別ニ協議ス

昭和十五年十二月二十日

久富情報局長次官間情報局第四部職員ニ關スル諒解事項  
扶間内務次官

情報局第四部ニ於テ並ニ檢閲其ノ他ノ取締事務ト内務省警保局ニ於テ並ニ檢閲其ノ他ノ取締事務トハ相互ニ密接ナル關聯ヲ有スルヲ以テ情報局第四部職員ニ關シ左ノ如ク措置スルコト

一、情報局第四部長タル情報官ハ内務省ヨリ推薦セル者ヲ以テ之ニ充テ内務事務官ヲ兼官シ内務省警保局勤務ヲ兼ヌルコト

二、内務省警保局檢閲課長タル内務書記官ハ情報官ヲ兼官シ情報局第四部第一課長ヲ兼務スルコト

三、情報局第四部第一課勤務ノ情報官二名、中一名ハ内務事務官ヲ他ノ一名ハ檢閲官ヲ兼官シ内務省警保局檢閲課勤務ヲ兼ヌルコト

四、内務省警保局檢閲課勤務ノ内務事務官、内務理事官、檢閲官ハ情報官ヲ兼官シ情報局第四部第一課勤務ヲ兼ヌルコト

五、情報局第四部第一課勤務ノ情報局屬ハ概テ全員内務屬ヲ兼官シ、内

一七